

建設業者監督処分簿

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社希星工業	代表者氏名	西岡 俊彦
主たる営業所の所在地	香川県丸亀市川西松北 1603 番地 1		
許可番号	香川県知事許可 (般-29) 第5966号	許可を受けている建設業の種類	土、と、舗、解

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和4年2月2日	処分を行った者	香川県知事
根拠法令	建設業法第29条第1項（第8条第12号該当）		
処分の内容 建設業法第29条第1項による許可の取消し			
処分の原因となった事実	欠格要件該当		
有限会社希星工業の役員は、令和元年11月21日に丸亀簡易裁判所において、傷害罪により、罰金20万円の判決を受け、同判決が、同年12月6日に確定した。 このことは、建設業法第29条第1項第2号に規定する許可の取消事由に該当する。			
その他参考となる事項			